

【特集】

大学による災害復興支援ボランティア活動単位化の問題

京都大学 杉本 均

1. 学生のボランティア活動のための修学上の配慮の要請

東日本大震災においては多くのボランティアが被災地に駆け付けた。東日本大震災ボランティアセンターの調べによれば、2012年2月までに東北3県で104のボランティアセンターが設置され、全国では常設型ボランティアセンターを含めて196のボランティアセンターが設置された。そのうち災害ボランティアセンターは90で、そこで活動したボランティアの述べ人数は、報告されているものだけで66,826人にのぼる。各地区別の活動ボランティア延べ数は表1のとおりである。ただしこれには災害ボランティアセンターを経由しないで、NGO等で活動したボランティアの数は含まれていない。震災後1年間で岩手・宮城・福島県の3県に入って活動したボランティアの総数は926,200人にのぼると推計も出ている。(東日本大震災ボランティアセンター報告書2012)

表1 震災後1年間の災害ボランティアセンターの設立数と活動参加者数

	東北	茨城	関東	甲信越	東海北陸	近畿	中四国九州
センター数	7	25	26	9	13	6	4
活動のべ数	10,283	12,188	24,663	12,756	4,413	1,184	1,339

「東日本大震災ボランティアセンター報告書」2012.2より筆者作成
http://www.shakyo.or.jp/research/2011_pdf/11volunteer.pdf

これらのかつてない数の災害ボランティアが被災地に入ることによって、被災者の救援、被災地の復興において、特に公的組織の対応が困難な領域の状況改善において、大きな役割を果たしたとともに、その問題点や解決すべき課題も指摘されてきている。本論は、「東日本大震災と教育に関する総合的研究：大学の取組」のグループの報告書の一部として、大学が災害ボランティア事業と公的にかかわること、災害ボランティア活動を大学の教育の一環として捉えることの意味について考察するものである。すなわち大学の学生が被災地に赴き、自分にできる支援に参加したいという気持ちは貴いものであり、それを大学が禁止したり抑制したりする理由は直ちにはない。むしろ、様々な制約があり、また多くは遠隔地に所在する大学生の、被災地への派遣とボランティア活動への参加を大学が促進すべきであるという世論は存在する。

さらには、学生がボランティア活動に参加することによる、本人の成長、視野の拡大、社会性の育成などに鑑み、活動の教育効果に着目して、それを大学の単位として認定する、もしくは積極的な制度支援するという方向性も理解できるとことである。一方でボランティア活動は純粹に慈善精神の発露であるべきであり、その副次的な教育効果を期待したり、それに単位というインセンティブをつけたりすることは、利己的動機の付与であり、被災者への冒瀆であると考えられる意見もある。ここに大学生による災

害ボランティア活動の教育的効果や意義を大学はどのような立場をとり、関係を持つべきであるのか、という問題に直面する。そこで本論では、東日本大震災における学生災害ボランティア活動に対して、大学当局の採るべき立場や関係性について考察することにしたい。

文部科学省は2011年4月1日付で、「東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について」と題する通知を行った。それによれば、各大学等教育機関において「今後、災害復旧の進捗状況に応じて、ボランティア活動への参加を希望する学生が出てくるが見込まれ」、「学生が、大学等の内外において、学修成果等を活かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生の円滑な社会への移行促進の観点から意義あるものであることから、被災地等でボランティア活動を希望する学生が、安心してボランティア活動に参加できるよう、下記の諸点にも配慮して、引き続き学生への指導等」を要請するものであった。

その要請は(1) ボランティア活動のための学修上の配慮、と(2) ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供、の2点であった。(1) の学修上の配慮については、「ボランティア活動参加者に対し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価、休学した場合のきめ細かな履修対応などを通じ、学生がボランティア活動に参加しやすい環境作りに配慮すること。各大学等の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、ボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与することができること。ボランティア活動のため休学する場合、その期間の学費の取扱いなど学生の便宜のための必要な配慮を図ること」などが挙げられている。

(2) の「ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供」については、ボランティア活動は内容によっては危険を伴うものもあることから、参加する学生に対し事前に安全管理の徹底やボランティア保険等への加入を呼びかけるなど適切な指導に努めること。被災地における状況や学生ボランティアによる支援要請等に関する情報について、文部科学省ポータルサイトなどを活用しつつ、学生に情報提供を行うこと」を挙げている。(文部科学省 23 文科高第 7 号 2011.4.1)

高等学校においてはすでに、学校外の活動としてのボランティア活動の認定に関しては、2008年に学校教育法施行規則第98条第3号(平成10年文部省告示第41号)において、「ボランティア活動等に係る学修の単位認定」が制度化されていた。それによれば、高等学校は、「ボランティア活動等に係る学修を科目の履修とみなし、単位を与えることができ」、「具体的には、(1) ボランティア活動、(2) 就業体験(インターンシップ)、(3) スポーツ又は文化に関する分野における活動で顕著な成果をあげたものに係る学修」とされ、高等学校の単位として、他の学校外履修とあわせて36単位以内で認定が可能になっていた。(文部科学省 学校教育法施行規則 告示 2008)

東日本大震災の被災地でボランティアの受け入れ態勢が整いつつあることを受け、文部科学省は大学生らの積極的な参加を促すため、授業の一環でボランティア活動に参加する場合に単位を認めたり、休学する場合はその間の授業料を免除したりすることなどを全大学に要請し、また参加期間中に欠席した他の授業についても、補講や追試を実施するといった配慮を求めたものである。

2. 震災ボランティア活動の大学の単位認定状況

文部科学省が通知した、東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動のための学修上の配慮要請に対して、2011年6月までにボランティア活動を単位認定した大学は、山形大学、岩手大学、滋賀

大学、大分大学、明治大学、文教大学の6校であったと報じられている。それによれば、山形大学は全学共通の「実践的キャリア教育学」で15コマの授業のうち2コマをボランティア活動に振り返ることで2単位を認定していた。70人が受講し、多くの学生は2コマを超えてボランティアに参加し、被災者支援のプロジェクトの企画や実施に取り組んでいた。明治大学は文科省の通知を受け、全学共通の「東日本大震災に伴うボランティア実習」を開設して、事前講義や現場での実習、レポートなどで2単位を認定していた。(山形新聞 2011.6.8)

2011年から朝日新聞と河合塾が行っている日本の大学調査「ひらく日本の大学 2012」(学部版)によれば、日本の全大学にアンケート調査を行い、回答した609校の大学のうち、13%の大学が東日本大震災後に防災や地域をテーマにした授業を新設していた。例えば、東北福祉大(宮城県)は、総合マネジメント学部「災害マネジメントコース」を設け、避難所の立ち上げや災害時の緊急支援コーディネーターなど、企業や自治体の中で防災のスペシャリストの養成を目指すとしていた。(http://www.asahi.com/edu/hiraku/hiraku2012/data04/)

一方、同じ調査で、ボランティア活動を一定の条件のもとで単位認定している大学は38.7%の236校に及んだ。そのうち、東日本大震災被災地へのボランティアを対象としているもの、あるいは当該地域での活動を認定したと表記しているものは3.2%の20大学であった(筆者集計)。さらにこのうち特に東日本大震災支援に関連した活動のみを単位認定の対象としているのは、東北大学(文)、山口県立大学、東海大学、明治大学、嘉悦大学、関東学院大学、四天王寺大学、松山東雲女子大学の8校であった。

単位認定の条件としては、東北大学文学部の場合、オリエンテーションへの参加ののち、岩手、宮城、福島県内で1日あたり6時間以上のボランティア活動に10日以上(すなわち60時間以上)従事し、参加証明書、活動報告書を提出することを条件に2単位を認定している。山形大学では同様に55時間以上(2年生以上)で2単位、筑波大学は同様に5日以上、おおむね45時間の従事で1単位、滋賀県立大学では30時間で1単位としている。通常のボランティア活動と震災ボランティアでは条件を分けている大学(敬愛大学)もあった。

多くの大学は既存のボランティア科目や福祉実習科目、フィールド科目、インターンシップ科目に、東日本大震災での災害ボランティア活動を含めたり、組み込んだりして運用していたが、先に触れた明治大学(経営・商・政治経済学部)では「東日本大震災に伴うボランティア実習」という新講座を各学部共通総合講座として前期・後期各1コマ開設し、事前学習、事前準備、報告会、報告レポート作成を含む60時間の実習で2単位を認定していた。

毎日新聞社の調べ、太田美帆の集計によれば、2011年度に、学生の復興支援のボランティア活動に単位を認めた国立大学は、北海道教育大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、秋田大学、山形大学、福島大学、東京大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、千葉大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越大学、山梨大学、信州大学、富山大学、名古屋大学、滋賀大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良女子大学、和歌山大学、山口大学、愛媛大学、九州大学、鹿屋体育大学の32校(39%)であった。(太田 2011 179頁) この結果には地理的傾向が顕著であり、東北地方の6県の旗艦大学すべて、関東・甲信越地方の多くの県の旗艦大学が名を連ねているのに対して、近畿以西では10校にとどまっている。このことは、「単位認定がボランティア活動の無償

性を犯すかどうか」という議論以前に、ボランティア要員の不足が著しく、かつ距離的に派遣しやすい地域の大学においては、その派遣数を増やすという喫緊の必要性があり、またそれだけの実績もあったことを意味している。また単位を認めた大学の中には教育大学や教育系大学が多いことも特徴である。

表2 ボランティア活動を単位認定している大学・学部 (609校中)

ボランティア活動に	国立	公立	私立	合計
単位を認める大学数	37	24	175	236
単位を認める学部数	106	44	506	656
うち東日本大震災関連記述のある大学* (学部)	4 (16)	3 (6)	13 (58)	20 (80)

朝日新聞・河合塾「ひらく日本の大学 2012」(学部版)のデータより筆者が集計。

*東日本大震災対象の記述、あるいは実際にこの授業で東日本大震災被災地にボランティアを派遣した記述のあるもの。国立大学では東北大学、山形大学、福島大学、筑波大学の4校、公立大学では、首都東京大学、滋賀県立大学、山口県立大学の3校、私立大学では、ものづくり大学、敬愛大学、工学院大学、創価大学、東海大学、武蔵野大学、明治大学、嘉悦大学、関東学院大学、四天王寺大学、桃山学院大学、ノートルダム清心女子大学、松山東雲女子大学の13校。しかし、これ以外の大学のボランティア講座が東日本大震災被災地への派遣を想定していないというわけではない。

「ボランティア (volunteer)」とは、広辞苑によれば、「奉仕者、自ら進んで社会事業などに無償で参加する人」とされている。ボランティアの要素としてよく「自発性」「無償性」「公共性」の3つがあげられるが、ボランティア活動を行った結果として「単位」を取得するのはそもそも無償性の原則に反するのではないか、という疑問は多くの人の思うところであろう。内海成治 (2001) はその点に関して、「無償性とは、その活動から経済的な利益を求めないことである。無償という言葉を文字通りに金銭的な対価を一切取らないというように解釈することは無理がある。ビジネスとしてその活動によって利益を得ることは目的としなないということ」(ii頁)と解釈している。

「単位」は経済的な利益と関係がないとはいえないが、少なくとも営利的な配慮ではないという点で、学生の災害ボランティアもボランティアの範疇にとどまるものという解釈である。のちに出てくる研究者ボランティアも、被災地に赴いて、さまざまなデータを収集してそれを研究に用い、成果として発表することもある。これも微妙な問題ではあるが、多くの場合、これも営利的行為とは呼ばれない。しかし先にも述べたとおり、ボランティア活動は純粋に慈善精神の発露であるべきであり、その副次的な教育効果を期待したり、それに単位というインセンティブをつけたりすることは、利己的動機の付与であり、被災者への冒涇となるか、という議論にはさらに検討が必要である。

そこで、筆者も委員を務めていた IDE 大学協会近畿支部が 2013 年 8 月に IDE セミナー『3.11 と大学教育一大震災に学び教育の未来を拓く』を企画したが、まさにこのテーマにきわめて関係するものであったので、このときの講演記録などをもとに、内海成治、中井浩一などの著作にもよりながら、上記問題について検討することとしたい。3 人の話題提供者はすべて、関西の大学に所属しながら、被災地の震災復興研究とボランティア派遣活動において、顕著な活躍を続けている大学教員である。すなわち、大阪大学大学院人間科学部の渥美公秀教授「震災復興における大学教育の役割について」、関西学院大学総合政策学部の長峯純一教授「被災地における支援・調査活動を通じた教育の効果とその課題」(気仙沼市大島支援調査活動)、そして京都大学の田中克名誉教授、(京都大学フィールド研究所)「気仙沼市舞根湾調査に見る震災復興体験とフィールド教育」の 3 名であった。

3. ボランティア活動の教育的意義

内海成治・堀康廣・柏木智子は「教育とボランティアのつながり」(『ボランティア学のすすめ』第5章)において、次のように述べている。「教育改革や学習指導要領でボランティア活動が導入されたのは、ボランティアに教育的機能、教育的可能性が含まれていると考えられるからである。」(112頁)「ボランティア活動には、人助けや奉仕のように、相手に何かを与えるという側面だけでなく、その活動から自分が受け取るものがある。なぜなら、人と人との関係は常に双方向だからである。つまり人に何かを与えることは、つねに人から何かを与えられることを含んでいる。(中略)阪神・淡路大震災のボランティア活動の記録を見ると、このことがよくわかる。神戸では初めてボランティアを行った人がほとんどであったが、ボランティア活動をとおして、さまざまな学びを経験している。」(114頁、下線引用者)

そして「ボランティア活動とは、自分から率先して行う人道的な活動であり、責任を伴うものであること。そしてそこから得るものがある活動だということができよう。とくに三番目の(中略)点は、これまでの奉仕や犠牲という考え方とは、大きく違う点である。」(114-115頁、下線引用者)と、教育的機能に最大の力点を置いて定義している。

ボランティア活動に教育的機能や教育的可能性があることを否定する人はほとんどいないであろう。東日本大震災被災地に関西学院大学から16回以上の学生ボランティアの派遣を行った、長峰純一も次のように述べている。「訪問を重ねるうちに、被災地を支援することよりも、学生たちがその経験によって得られるもの(教育効果)のほうが大きいことに気付かされた。」大学生による震災ボランティアの活動報告書が各大学などから出ているが、それらのコメントや感想に、実際に自分自身への影響や教育的効果を語るものは多い。

宮城教育大学附属教育復興支援センターは学生ボランティア活動報告書を発行して、被災学校への学習支援ボランティアの声を載せているが、以下はその一例である。「実際、筆者が生徒たちに教えたことよりも、(中略)子どもたち、先生方、ボランティアの学生のみなさんから、筆者が教わったことのほうがはるかに多かったように思う。(宮城教育大学の学生 35頁)」「最後の三つ目は、自分自身の気持ちと行動の変化である。私はこの変化が今回の一番大きな学びであったのではないかと考える。(奈良教育大学の学生 11頁)」などである。

大阪府立大学を中心とした東日本大震災復興学生ボランティア GINGA-NET (2011)がまとめた「大学生の参加経験に関するアンケート調査」報告書には「学士力」の変化についての分析がある。それによると、ボランティア活動参加の前後における自己の「学士力」に関する自己評価では(1)自分の考えや意見を相手が納得するように伝える力、(2)伝えたい情報をわかりやすいように工夫して伝える力、(3)目標を達成するために周りの人に呼びかけて一緒に行動する力、(4)自分の考えをわかりやすく整理して、相手に理解してもらえるように伝える力、(5)解決すべき問題について、解決方法を工夫して考える力、の5領域について顕著な向上変化が見られたという。(GINGA-NET 2011 8頁)

本論は現在、発行・蓄積されている膨大な記録をあたって、震災ボランティアの自分自身への教育的効果の有無や影響を分析しようとするものではない。震災支援に限らず、学生ボランティアに限らず、人がボランティア活動に参加することによる自分自身への教育的効果は、社会的、精神的、倫理的な側面で広く認められている。しかし、大学が単位を認定するという観点から、その効果の確実性、安定性に関して、詳しい検討を行った研究は少ない。すなわち、事前研修やガイダンス、現地での専門家によ

る指導、事後のレポートや報告書、報告会への参加など、さまざまな不確実性を減少させようという努力にかかわらず、大学の教育成果としての単位の認定にふさわしさを保証できる仕組みの構築にはまだ道があると思われる。

先の宮城教育大学の被災学校への学習支援ボランティアの派遣は、例えば、似た環境の教育実習での実習生への大学単位の付与と比較してみるとわかりやすい。大学生が実習校で教育実習を行う場合には、実習生と実習校、大学と自治体が協議のうえ、その配属を決め、その活動ルールや範囲、資格について合意を得ている。現場には指導教員が付き、実習ノートや教案、プリントなどのポートフォリオを作成し、多くの場合、研究授業を行って、大学側も極力教員が参加してその成果についての把握を行おうとしている、災害支援ボランティアの派遣においても、それをコントロールしようとする体制はかなり整ってきたが、時間的な制約や状況の流動性などにより、参加学生の自己変化や成長などを大学側が正確に把握するのはなお相当に困難と言わざるをえない。

また教育実習においても、実習生の受け入れは、現場学校において、プラスの側面とマイナスの側面があることが指摘されている。未熟な実習生に実際の教育を任せる親の立場としては当然な心配もある。同じことは学生ボランティアの被災地派遣においても起こり得るもので、マイナスの側面については、さまざまな問題の形態や場面があり得るが、教育実習とは違って事前に予想が困難な場合が多い。教育実習において、児童生徒は実習生の訓練のためにそこにいるのではないのと同様に、被災者の方々は学生のボランティア活動をうけるために、彼らに教育的効果を与えるためにそこにいるわけではない。また学生ボランティアの活動が常に被災者の方々から歓迎されたわけでもなかった。

『被災大学は何をしてきたか』の著者、中井浩一（2014）は災害ボランティアが歓迎されなかったケースを次のように述べている。「被災地域には、多数のボランティアが駆け付けた。『他者を救う』ため、『他者を支援する』ためである。その動機は美しいし、その行動力も尊い。しかしそれを全面的に肯定するわけにはいかない。一部で、被災者たちに迷惑をかけた人たちもいたからだ。『来なくてくれたほうが良かった。』と言われていた人たちがいたのも事実だ。」（521頁）「他者を救うには、自己管理ができるかどうかが問われる。それは普段から自己の弱さを熟知しており、それをコントロールできること。つまり自分の内部のリスクの直視と、リスク管理ができていないこと、つまり『自立』ができていないことが必要なのだ。」（523頁）

日本災害救援ボランティアネットワーク（NVNAD）の渥美公秀大阪大学大学院人間科学部教授は、講演「震災復興における大学教育の役割について」のなかで、ボランティア型ボランティアの増加について警告している。すなわち、被災地を支援したいというよりはボランティアがしたい、という学生が次第に増加してきたという。その例として「行くなら陸前高田がいい」とか、いきなり「被災地の俯瞰図がほしい」という学生が出現してきたことを指摘している。

またこのような学生は1回被災地を訪問するとそれで満足してしまうことが多いという。そもそも通常の大学生でも、ひとつのボランティア活動に長期的な参加をすることは難しい。大学生生活は通常4年であり、授業や就職活動、実習などで様々な参加の制約があるうえに、実際にボランティア活動に中心的に参加できるのは普通1～2年で、サークルなどの組織に属していても知識やノウハウを十分に後輩に伝達できるかどうかという問題もある。

すなわち、大学において、学生による災害支援ボランティア活動を教育活動として認知する場合に次

の点を区別する必要があることがわかる。①学生のボランティア活動が復興支援に貢献する効果、と②ボランティア活動の学生自身への教育的効果、である。①がまず何を置いても重要であることは誰もが認識しているが、事前研修の不足、学生の自己中心的なボランティア観など様々な要因により、それですらも十分に達成されないケースも先の例のように報告されている。仮に①が達成されたとしても、②の効果は十分に達成されない場合ももちろんあり得る。ここで問題となるのは、大学が学生の災害ボランティア活動を公認する場合、②の効果が十分に達成されない場合でも、①が達成されればその修学上の価値を認めるのか、あくまで②の達成をも要求するのか、という問題である。そして②の達成にこだわると、逆に①の達成に反作用をもたらす可能性もないとはいえない点である。

4. 大学当局による学生ボランティア活動の認知・配慮の問題

このことは大学当局が学生ボランティア活動に対して、授業履修上の配慮をすべきか、という問題、またその活動を公的に認知して援助や配慮を与えるべきかという問題を提起する。先の各大学に被災者支援ボランティアへの参加者について、単位認定を含めた修学上の配慮するよう要請した文部科学省通知（2011年4月11日）は何をどこまで求めているのであろうか。ボランティア活動に対して単位を与えることは、大学設置基準に定める学習時間を確保する方策を講じていることを前提に、弾力的に扱っても構わないことを認めている。

この点については大学によって温度差は大きい。長峰純一の所属する関西学院大学では、ボランティア参加届とボランティア参加報告書を提出し、事前学習することで「欠席届」を出すことができる。このことは大学がボランティア活動は正式の教育と位置づけたことを意味するものではなく、ボランティア活動はあくまで個人の活動であり、授業を休めば欠席扱いで、その結果も自己責任であり、直ちに公欠となるわけではない。その学生を公欠として扱うかどうかはあくまで授業担当者の判断によるとしている。また本来であれば欠席となるケースに、災害ボランティア活動参加の報告書・レポートなどを事後に柔軟に受け入れたというケースもあった。

渥美公秀の所属する大阪大学は国立大学でもあり、当初、学生ボランティアの被災地派遣に消極的であったという。当初は体育館に支援物資を集め、学生にそこで仕分け作業を行わせることに限定していた。これは学生に大きな不満をもたらし、このことが結果的に4月13日大阪大学災害ボランティアサークル「すずらん」の結成を導いたという。「すずらん」はさらに5月5日日本災害救援ボランティアネットワーク（NVNAD）に加盟してチーム北リアスの結成につながった。最近になってようやく大学のボランティアバスが出せるようになったという。渥美は、「災害ボランティア活動を（大学の）単位にすべきではないが、学生が災害支援ボランティアに参加することを妨げない仕組みが必要」という。（下線引用者）

大学がボランティア活動を公認することの問題のひとつにカルト対策がある。大災害が起こったときに最も早く被災地で活動するのが宗教団体であり、被災地でも善意の救援を断りにくい雰囲気がある。阪神淡路の時には暴力団の炊き出しの例もあった。これらの活動に大学のボランティアバスなど、公的施設や制度を利用されたり、提供したりした場合、その団体を公的に認知したかのような印象を与えかねない。

また、安全対策も問題である。ボランティア参加学生に事故があった場合の補償、学生の過失による

損害や傷害に対する補償などの責任が及んでくる可能性を考慮しなくてはならない。さらに、学生による災害ボランティア活動を大学の教育活動として公認することは、大学がその教育に被災地や被災者を利用しているのではないかという批判を誘引する可能性がある。基本的に大学医学部の病院インターンと患者の関係に似ている。ただし病院インターンは若くとも基本的な医師資格は持っているが、学生ボランティアにはそのような資格は存在しない。

気仙沼市舞根湾での生態系調査を続けている京都大学フィールド研究所の田中克（名誉教授）は、「大学は研究者、学生、職員という大きなボランティア資源を有している」と考える。研究者は学生とは違い、その専門的知識を生かして被災地で活動するので、その専門と要請が一致した場合には、その貢献や効果は計り知れない。しかし大学教員の発言の暗黙の権力性に注意する必要がある、現地では研究者であることを前面に出すのではなく、ボランティア学生統括者であり、必要な時に、求められればアドバイスや専門知識を提供するというスタンスが望ましい、と渥美は考えている。また田中はボランティア能力の高い若い教員ほど、研究業績へのプレッシャーや授業時数や公務拘束により、大学を離れるのが難しい状況にあるので、若い大学教員が現場に行きやすくなるような仕組みを作らなくてはならないと主張する。

研究者ボランティアも学生ボランティアと同様に、あるいはそれ以上に自己中心的なボランティア観により被災地に迷惑をかける場合もある。研究者が迷惑をかけるようなことがあった場合は、その影響は学生のそれの比ではない。長峰によれば、一部の研究者にとっては、東日本大震災のような災害は、千年に一度の研究のチャンスとして把握される場合も事実としてある。長峰によれば、問題のあるパターンとしては研究ボランティアなどの形で被災地に入り、データのみを集めて研究発表するケース、研究成果を秘匿して、学会発表まで公表しないというケース、違う大学から多数の研究者が被災地に入り、類似の研究テーマで同じことを何度も調べられるケースなど、被災地からは「研究者が一番迷惑」という声も出ているという。

しかし、大学教員がボランティアを組織する利点についても言及されている。すなわち、ボランティア活動を調査・研究の一環として資金調達できるし、それによって学生の自己負担を軽減できる（一人1～2万円の負担に抑えられる）。関西の大学の場合、やはり今回の東日本大震災の被災地は距離的に遠く、交通費を学生の完全な自己負担とする場合、継続的な関与は難しくなる。一方、研究費を利用した学生ボランティア活動の問題点としては、最も資金が必要な当初（初年度）に研究資金が降りないこと、また大学の共同研究費も同様であることなどをその問題点としてあげている。

NPOやNGOによる災害ボランティアについても同様の問題がある。NPOやNGOにとっては、実のところ自組織への資金の確保や継続が最大の関心事であるケースがあり、震災復興支援はかっこの資金集めの口実となり、実際に資金を確保することができると現地から引き上げるというケースもみられた。（Diamond Online 2015.3.10）大災害の被災地には巨額の資金が流入する。それを効果的に被災者のもとに届けるには、公的機関や制度だけでは不十分で、民間のボランティア組織の手助けがどうしても必要である。しかしこうした災害ボランティア組織や個人はそれぞれの目的をもって活動しており、被災者の救援が第一の目的であることに変わりはないが、それに副次的第二、第三の目的があった場合、それは必ずしも同一ではなく、それは表面化しない場合が多い。たとえ表面化しても、根本的には善意にもとづく活動のすべてを拒否することはできないし、被災者の側にも遠慮が生じてしまう。こう

した組織の第二、第三の目的が、実は本当の参加動機であることもかなりあり得るのであるが、それを短期間で、しかも指揮系統が混乱する緊急事態に的確に判別することはきわめて困難である

5. まとめ

本論の考察によって震災ボランティアに関して以下の整理をすることができる。

- (1) 災害ボランティアに限らず、大学生ボランティアにも限らず、ボランティア活動は、その参加の意思において尊いものであり、その行動において人道的に価値あるものである。
- (2) ボランティア活動は、その種類を問わず、現代社会において、公的組織や制度のみでは十分な配慮の届かない人々や地域、緊急事態の場面などにおいて重要な役割を果たすものである。そして大学は、ボランティアとなり得る人材のプールとして大きな資源を保有する組織である。
- (3) ボランティア活動は、その多くの場合、ボランティアが対象者に与える側面だけではなく、ボランティア自身はその活動から与えられるものがあるとされる。大学生の災害ボランティア参加などの場合は、本人の精神的・社会的・倫理的発達などのいわゆる教育的効果があると認められる。
- (4) ボランティア活動は、対象となる人々や状況への救援や支援をその第一の目的としているが、参加する人々はそれ以外の様々な動機や目的を重層的に持っている場合がある。大学派遣の災害ボランティア活動の場合、大学は被災者の救援・支援という第一の目的のほかに、学生自身の社会的・倫理的・精神的成長などの教育効果を期待する場合がある。
- (5) 通常、教育を受け、社会人への準備過程にある大学生の場合、ボランティア活動への参加には様々な制約があるため、大学当局はその制約を軽減する努力を行うことが望ましいと考えられている。その方法には①理念的賛同・奨励、②制度的支援（弾力的な履修配慮、公欠の扱い、一定の条件のもとでの単位の認定）、③財政的支援（ボランティアバスの運用、教員の研究費によるボランティア派遣）などが考えられる。
- (6) このうちボランティア参加学生に一定の条件のもとで単位を認める制度は、文部科学省の要請した「ボランティア活動のための修学上の配慮」にも含まれるものであるが、本来純粋に慈善精神の発露であるべきボランティア活動に利己的誘因を設定するものではないか、という疑問が存在する。またその場合、大学が自己の教育活動に被災者を利用しているのではないか、という批判も予想される。さらに大学が与える単位は、ボランティア活動による支援効果に対して与えられるのか、学生本人の成長や教育的成果に対して与えられるのか不明確である。
- (7) また単位の認定までも行わないとしても、そもそも無償のボランティア活動に、大学の側が教育的効果を期待することは、大学のためにその状況にあるわけではない被災者などへの冒涇ではないか、という疑問も存在する。
- (8) 大学当局は、一定の対象へのボランティア活動を制度的に支援する場合、その活動によって生じる、参加者への事故や被害への補償を考慮する必要がある。またそれに参加した学生が行うボランティア活動のすべての目的を大学が公認するものではない、ということを明確にする必要がある。
- (9) 大学の研究者による災害ボランティア学生の派遣や統括、指導は、ボランティア個人のもたらす効果よりもはるかに大きい影響力を与える可能性がある。研究費などによる支援や学生動員力、アカデミックな知見による状況の改善効果や再発防止効果は、その影響力の波及範囲や期間において格

段に大きなものとなる可能性があるが、同時に、大学人がもつ権威性や権力性によって、被災地などに迷惑が及ぶようなことがあった場合、その被害も相当なものになる可能性もある。

- (10) 大学の研究者は、被災地の調査・研究などによって得た研究成果の迅速な公開を旨とすべきであり、その調査目的を対象者に明らかにすべきである。自己のアカデミックな関心を被災者の支援や救援以上の目的においてはならない。大規模災害の発生に際して、一般ボランティアを統括するネットワークが必要なように、研究者レベルでも防災研究の専門家、復興の専門家、ボランティア学の専門家など、全国の多様な目的の研究者の関与を整理し、統括する機関の設置が望まれる。

注

- IDE 大学協会主催近畿支部 IDE セミナー『3.11 と大学教育 大震災に学び教育の未来を拓く』(2013 年 8 月 23 日 京都大学楽友会館 震災復興における大学の役割について)の配布資料および講演記録 ([1] 渥美公秀 (大阪大学大学院人間科学部教授)「震災復興における大学教育の役割について」[2] 長峯純一 (関西学院大学総合政策学部教授)「被災地における支援・調査活動を通じた教育の効果とその課題」(気仙沼市大島支援調査活動) [3] 田中克(京都大学名誉教授 京都大学フィールド研究所)「気仙沼市舞根湾調査に見る震災復興体験とフィールド教育」) <http://ide-web.net/newevent/blog.cgi?n=65&category=005>
- 秋山謙一郎 Diamond Online, 2015, 3, 15 「補助金ねらいの NPO も横行する“震災ボランティア”の光と影 (3.11 を忘れない、大震災 4 年目の今を問う)」
<http://diamond.jp/articles/-/68069/votes>
- 内海成治編、2001、『ボランティア学のすすめ』昭和堂。
- 太田美帆、2013、「東日本大震災の復興・復興支援における学生の役割」『論叢』玉川大学文学部紀要 第 54 号、167～190 頁。
- GINGA-NET (東日本大震災復興学生ボランティア)、2011、「大学生の参加経験に関するアンケート調査」報告書 (2011 年 8 月～9 月いわて GINGA-NET プロジェクトにおける調査結果) <http://www.kodaiyo.org/110311/qresults.pdf>
- 武田明典・村瀬公胤、2009、「日本における大学生スクールボランティアの動向と課題」、『神田外語大学紀要』第 21 号
- 中井浩一、2014、『被災大学は何をしてきたか 福島大、岩手大、東北大の光と影』中公新書ラクレ 487。
- 日本教育学会近畿地区、2012、「災害の記憶と教育—阪神・淡路大震災の想起と追想をめぐる討論—」2012 年度日本教育学会近畿地区研究会
- 日本災害救援ボランティアネットワーク (NVNAD) <http://www.nvnad.or.jp/>
『東日本大震災ボランティアセンター報告書』2012.2。
http://www.shakyo.or.jp/research/2011_pdf/11volunteer.pdf
- 『ひらく日本の大学 2012 年度調査結果報告 (学部版)』2012、朝日新聞・河合塾
<http://www.asahi.com/edu/hiraku/hiraku2012/data04/>
- 毎日新聞 2011.10.10 「東日本大震災：被災地での学生ボランティア活動 大学で対応割れる単位認定」
<http://mainichi.jp/feature/news/20111010ddm013040013000c4.html>
- 宮城教育大学附属教育復興支援センター、2012、『東日本大震災 踏み出そう！子どもたちの笑顔のために あすへ向けての軌跡 ～震災から 1 年を経て～』
<http://fukkou.miyakyo-u.ac.jp/report/pdf/kiseki23.pdf>
- 宮城教育大学附属教育復興支援センター、2012、「被災地の子どもと大学生 学生ボランティア活動報告書 2012」
<http://fukkou.miyakyo-u.ac.jp/report/pdf/2012.pdf>
- 文部科学省「学校教育法施行規則第 98 条第 3 号 (平成 10 年文部省告示第 41 号)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1247229.htm
- 文部科学省通知「東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について」
2011.4.1 http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1304540.htm
- 山形新聞、2011.6.8 「学生の震災ボランティア、単位認定広がらず 文科省把握、山形大など 6 校のみ」
http://yamagata-np.jp/feature/shinsai/kj_2011060800900.php

Disaster Relief Volunteer Programs by Universities for the Great East Japan Earthquake in 2011 and Dispute over Awarding Credits

Hitoshi SUGIMOTO

Many university students were sent to the affected areas of the Great East Japan Earthquake in 2011 as disaster relief volunteers. Some universities gave special consideration over the volunteer leave of students or introduced programs to encourage them to join these activities. Apart from expected contributions to the people in the affected areas, educational side effects for students' personal development etc. were also recognized in many programs. On the other hand, a question was raised whether it is appropriate to award credits (benefits) to the students who finished these purely charitable activities. This paper tries to discuss implications of these programs, and consider whether or not universities should officially be involved with such volunteer activities, and studies the meaning of volunteer work as part of university education.